

愛媛県立松山西中等教育学校

いじめ防止基本方針



令和 8 年 4 月

(策定：平成 26 年 3 月 改定：平成 30 年 1 月)

- * 平成 26 年 3 月策定
- * 平成 30 年 1 月改定
- * 平成 31 年 4 月語句等修正
- * 令和 2 年 4 月語句等修正
- * 令和 3 年 4 月語句等修正
- * 令和 4 年 4 月語句等修正
- * 令和 6 年 4 月語句等修正

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしかからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対処が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるいじめ問題は、生徒に関わる最重要課題の一つとなっている。いじめの問題への対処は学校として大きな課題である。

そこで、愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、生徒達が意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

（1）いじめの定義

【「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。】（出典「いじめ防止対策推進法」第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ対策委員会」を活用して行う。

（2）いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生徒の生命又は身体に危険を生じさせることにもなる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）のほか、観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

（3）いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識を持つこと。
- ・いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。（学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。）
- ・いじめる生徒に対しては、毅然とした指導が必要である。
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識を持つこと。

(4) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものが考えられる。(東京都立研究所の要約引用)

- ・嫉妬心(相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- ・支配欲(相手を思い通りに支配しようとする)
- ・愉快犯(遊び感覚で愉快的気持ちを味わおうとする)
- ・同調性(強いものに追従する、数の多い側に入りたい)
- ・嫌悪感(感覚的に相手を遠ざけたい)
- ・反発・報復(相手の言動に対して反発・報復したい)
- ・欲求不満(いらいらを晴らしたい)

(5) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの指導体制・組織的対処

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早急に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

<別紙1> ※いじめ防止委員会(人権教育・相談課が主管)の設置

(2) 緊急時の組織的対処

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

<別紙2> ※いじめ対策委員会(生徒課が主管)の設置

*いじめ問題対策委員会の中に上記2つの委員会がある。

4 いじめの防止

いじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめを起こさせないための防止的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。いじめを生ま

ない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象にいじめの未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・学級活動、ホームルーム活動、「道徳」における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実
- ・学級活動・ホームルーム活動に、「ネットいじめ防止」、「いじめ防止」等の時間を組み込む。
(年間2回程度)
- ・「道徳」で、いじめ防止や SNS のマナー・ルールの内容の主題を年間1～2回程度扱う。

(3) 教育相談の充実

- ・相談活動の活発化(年間5回のカウンセリング週間の設定及び、カウンセリング便りの発行・掲示、相談箱の設置)
- ・各学期最初に2週間の面談週間の設定
- ・精神保健講話(前期課程生徒対象及び人権デー(放送))の実施

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚(WIN宣言、月1回の人権デー、人権メッセージ発表会、特別支援学校との交流学习等)
- ・人権に関する作文、標語、絵手紙、ポスターの募集、応募、掲示
- ・講演会の開催や動画視聴等
- ・県教委主催と松山市教委主催のいじめをなくすミーティングへの生徒代表参加及び報告

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ問題対策委員会、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施
- ・「人権便り」の発行

＊＜別紙3＞ 【学校いじめ防止プログラム】(具体的な年間計画、指導内容)

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対処である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に発見し、迅速に対処することが重要である。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。いじめは大人の目に付

きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくることが大切である。生徒に対して多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避ける。生徒の相談に対し、「たいしたことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや「あゆみ」等、教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても教職員全体で共有し、特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対処する。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通告した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

また、「あゆみ」（前期課程生徒）等の活用を通して、実態把握に努め、速やかに対処する。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

休み時間の会話や生徒の動きに注意し、いじめの兆候を見逃さないようにする。＜別紙4＞

(3) 教室・家庭でのサイン ＜別紙5＞

(4) 相談体制の整備

- ・生徒がいじめを訴えやすい体制を整備、相談窓口の設置・周知
- ・相談員、SC（スクールカウンセラー）による相談活動

(5) 定期的調査の実施

【前期生】

- ・ジブンミカタプログラムの「学校生活アンケート」（毎月）により、いじめの早期発見に努める。
- ・ジブンミカタプログラムの「ジブンミカタ」（毎月）により、人とよりよい関係を築くための行動を考える。

【後期生】

- ・より輝く学校生活にするためのアンケート（学期に1回）により、いじめの早期発見に努める。
- ・こころの健康調査（学期に1回）により、悩んでいる生徒の早期発見、メンタルケアに努める。

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有、要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引き継ぎ
- ・非常勤講師も含めた学年会を開催し、生徒に関する情報を共有する。細かい兆候も報告し、

いじめの早期発見、要配慮生徒の実態把握に努める。

- ・「教職員研修」（ミニ研修を含む）をいじめ問題、教育相談、特別支援教育、人権・同和教育等について実施する。
- ・部活動の生徒の状況について、人間関係や出欠状況など細かな点も顧問から担任に報告する。

6 いじめへの対処

（１）生徒への対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対処をすることが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

①いじめられている生徒への対処

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

②いじている生徒への対処

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

（２）関係集団への対処

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・傍観者集団をなくす。
- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

（３）保護者への対処

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞き、その心情に寄り添う体制作りをする。

- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。

②いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対処することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。
- ・第三者委員会を設け、関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対処をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対処方法
- ・関係機関と調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪等の違法行為がある場合
- ・スクールサポーターによる支援

③福祉関係（児童相談所等）との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

(5) いじめが「解消している」状態

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月）

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する）

(6) いじめが解消に至っていない段階

いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

＊＜別紙 6＞ 【早期発見・事案対処のマニュアル】（アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等）

7 インターネット上のいじめへの対処

（1）ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

（2）ネットいじめの防止

①保護者への啓発

フィルタリング、保護者の見守り

②情報教育の充実

教科「情報」における情報モラル教育の充実

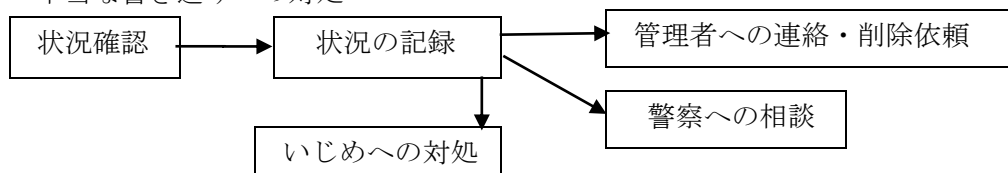
③ネット社会についての講話（防犯）の実施

（3）ネットいじめ防止への対処

- ・インターネット・スマートフォン等の利用についてとして「ネットいじめ防止」の内容をWIN 宣言(人権集会)、人権デー、学級活動、ホームルーム活動等で取り上げたり、啓発活動を行ったりする。年に1～2回程度実施する。
- ・「非行防止教室」（全校生徒、教職員）の中にネットいじめ防止の内容を入れる。

（4）ネットいじめへの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール
- ・不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対処

（1）重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障がいを負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

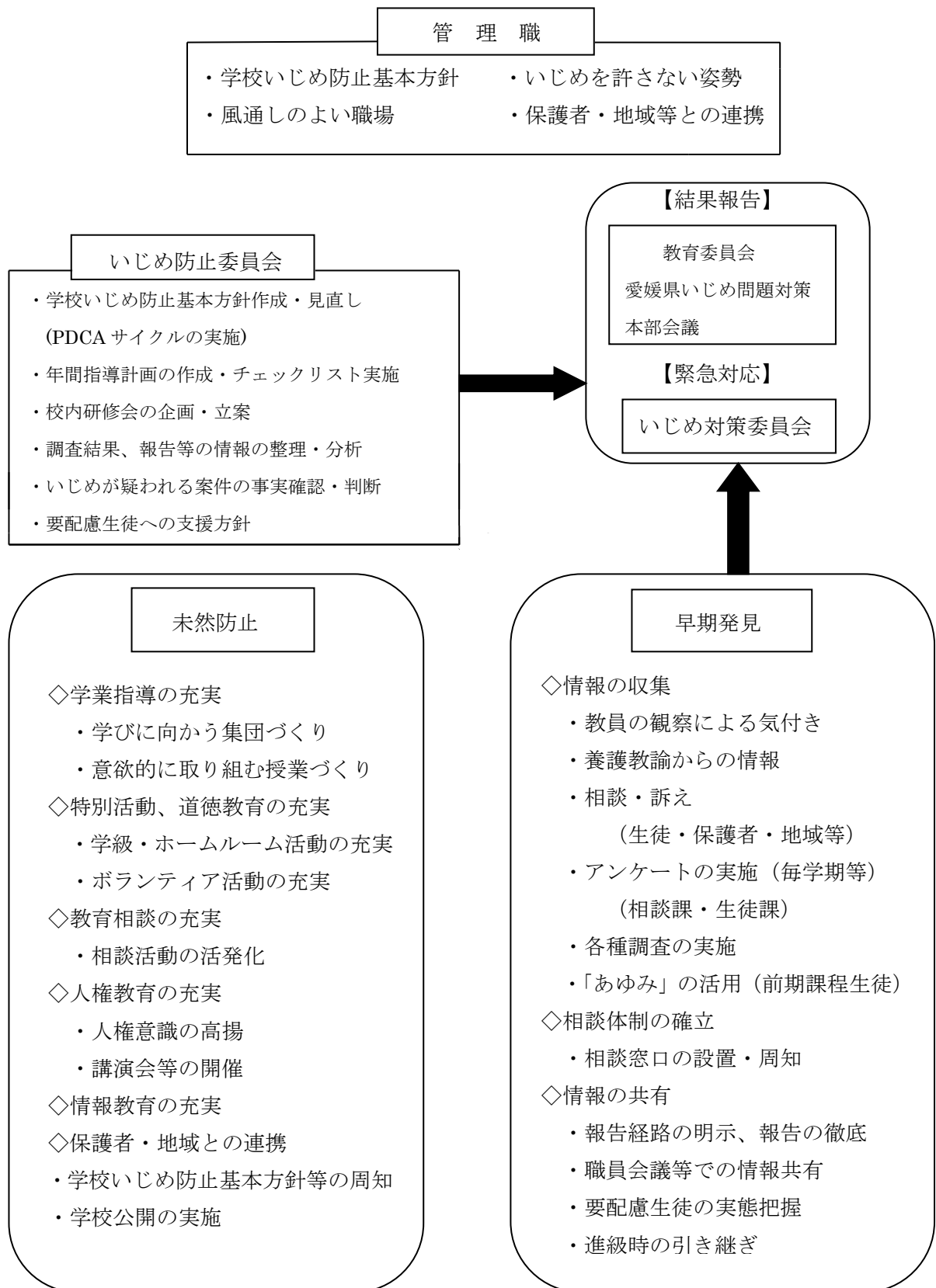
（2）重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（愛媛県いじめ問題対策本部会議）と協力する。

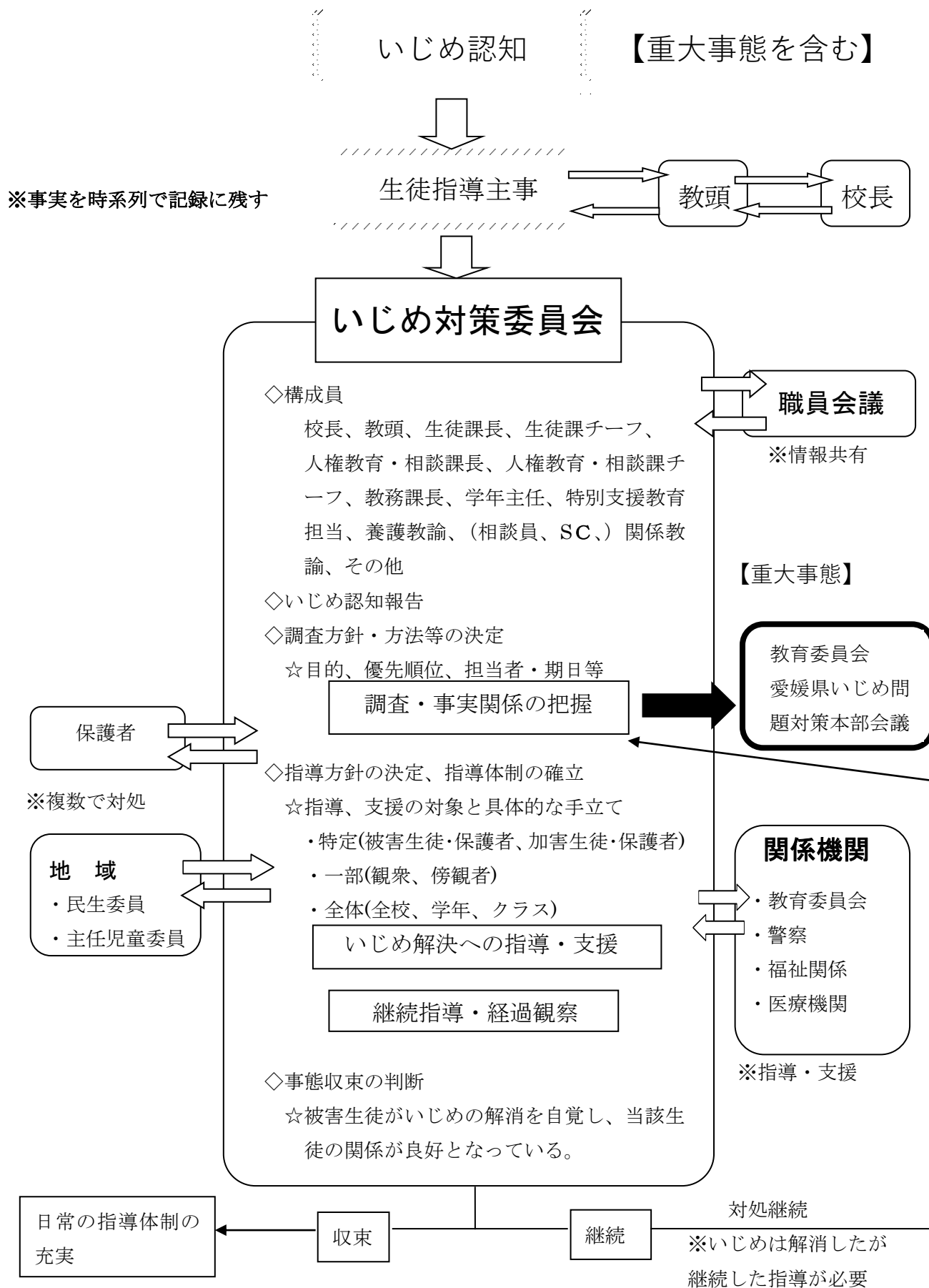
9 いじめ発生時・後への対処

本校いじめ問題対策委員会(第三者、PTAを含む)で事件と基本方針見直しを報告し指導を受ける。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対処（いじめへの対処）



<別紙3>

【学校いじめ防止プログラム】(具体的な年間計画、指導内容)

学期	月	対象	実施内容	具体的指導内容	備考(担当)
1	4	教職員	学校いじめ防止基本方針の確認 チェックリスト 情報の引き継ぎ	学校いじめ防止基本方針の確認をする(職員会議等) チェックリストの確認、実施 進級時の引き継ぎ(要配慮生徒を含む)をする	人権教育相談課
		新入生 在校生 保護者	学校いじめ防止基本方針紹介 HPへアップ	学校いじめ防止基本方針の紹介をする	生徒課(入学式等)
		全学年	アンケート	こころの健康調査①	人相課
		全学年	カウンセリング週間	カウンセリング便り①の発行	人相課
		全学年	面談週間	担任との個人面談①の実施	担任
	5	全学年	非行防止教室	ネットいじめの内容を含んだ講演会の実施	生徒課
	6	全学年	アンケート	EVER SHINING(より輝く学校生活にするため)①	生徒課
		全学年	WIN宣言等	人権集会で、「West Ijime No」の宣言をする 情報モラル等人権啓発活動をする	人権教育相談課
		全学年	カウンセリング週間	カウンセリング便り②の発行	相談課
		教職員	特別支援教育校内委員会	特別支援教育校内委員会①の実施	人権教育相談課
	7	全学年	アンケート	セクハラアンケート①	人相課
		教職員	教職員校内研修	相談課(相談、特別支援教育)、人権教育課(人権・同和教育)、生徒課(いじめへの対処方法等)のサイクル(順番)で年1回以上実施	人権教育相談課 生徒課
		全学年	人権標語の作成	人権に関する標語、作文(前期課程生徒)、絵手紙、ポスターの作成	人権教育相談課
2	9	全学年	カウンセリング週間	カウンセリング便り③の発行	人権教育相談課
		全学年	面談週間	担任との個人面談②の実施	担任
	10	6学年	映画視聴	人権・同和教育に関する映画鑑賞(情報モラルを含む)	人相課 6学年
	11	全学年	カウンセリング週間	カウンセリング便り④の発行	人権教育相談課
		教職員	特別支援教育校内委員会	特別支援教育校内委員会②の実施	人権教育相談課 担任、学年主任等

		全学年	アンケート	EVER SHINING（より輝く学校生活にするため）②	生徒課
2	11	1,2 学年生徒	合同会議への参加	県教委主催の「えひめいじめSTOP！デイ」への生徒参加（サテライト校にて）	人権教育相談課
		前期代表生徒	合同会議への参加	松山市教委主催の「子どもから広がるいじめ0ミートィング」への前期生徒代表参加（生徒会・人権委員）	人権教育相談課 特活課
	12	全学年	アンケート	セクハラアンケート②	人相課
		前期生	精神保健講話	相談員による講話（前期課程集会）	人相課
		対策委員	いじめ問題対策委員会	委員によるいじめ問題対策委員会の開催（校外委員、PTA 役員を含む）	人権教育相談課 生徒課 学年主任等
		4,5 学年	人権作文の作成	人権に関する作文の作成	人権教育相談課
3	1	全学年	アンケート	こころの健康調査③	人相課
		全学年	カウンセリング週間	カウンセリング便り⑤の発行	人相課
		全学年	面談週間	担任との個人面談③の実施	担任
		前期課程生徒	「いじめ防止」の学級活動	「いじめ防止」の内容の学級活動（1・2年生）を実施（1年「こころに咲く花」、2年「悩まずアタック！脱・いじめのスパイラル」を見て）	担任、副担任、学年人相課
	2	1～5年	アンケート	EVER SHINING（より輝く学校生活にするため）③	生徒課
		1～5年	人権メッセージ発表会	各学年代表生徒による人権作文発表、人権啓発活動等	人相課 人権委員会
	3	1～5年	人権便り	人権便り WEST の発行（保護者啓発を兼ねる）	人相課
年間を通して			カウンセリング・相談活動	SC、相談員等と生徒、保護者との自発及び呼び出し来談	人権教育相談課
			人権デー	いじめ防止、情報モラルのテーマを年1回以上扱う	人権教育相談課
			教職員ミニ研修	いじめ防止、特別支援等の内容を職員会議等で周知、確認する 要配慮生徒の情報共有	人権教育課 相談課 生徒課
			学級活動、HR 活動等	状況に応じて、適宜「いじめ防止」の内容を扱う	担任

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で、また多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の会・ SHR	自分からあいさつをしない、他の生徒からの言葉がけもほとんど見られない。 元気がなく、表情もさえず、体調不良を訴える。 急に遅刻・欠席するようになる。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	体調不良を訴え、トイレや保健室に行くようになる。 発言すると周囲の生徒の冷やかす言動やジェスチャー、雰囲気がある。 失敗するとこの時とばかり嘲笑されることがある。 教科書やノートに落書き・汚れ・破られた跡がある。 学習意欲が感じられず、成績も下がり出している。 課題（宿題）などの忘れ物が多くなる。 ふざけ半分ともとれる雰囲気、係や委員に選ばれる。 グループ活動で、一人だけはずれている。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 突然個人名が出される。 ※一人だけ授業に遅れてくることがある。 ※授業中、ふざけた質問をするなど、不真面目な態度が気になる。 ※未完成の作品や白紙でテストを出している。
休憩時	用もないのに保健室によく来る。 他の生徒という時に、おどおどした様子が感じられる。 ふざけていてケガをしたと言って、保健室で処置している。 他の生徒との遊びやふざけの中で、笑われる、命令される、嫌な役をしている。 ひどいあだ名で呼ばれている。 用のない場所にいることが多い。 ふざけあっているが表情がさえない。 衣服が汚れている。 ※他の生徒の物をよく運んでいる。お使いをしている。
昼食時	いつも一人で弁当を食べている。 昼食を教室の自分の席で食べない。 弁当にいたずらをされたり、誰かに食べられたことがある。 他の班員と机を少し離して給食を食べている。 給食の食べ物にいたずらされる。（盛り付け、配膳等で他の生徒と差をつける） ※ジャンケンに負けたからと、他の生徒のパンや飲み物を買に行っている。
清掃時	暗い表情で、一人離れて掃除をしている。 清掃後、服が水浸しになることがある。 ※広い範囲を一人で掃除していたり、片付けを一人でしていたりする。
放課後等	暗い表情で、慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。持ち物が無くなったり、持ち物にいたずらされたりする。 一人で部活動の準備、片づけをしている。

その他	急にアルバイトを始める。アルバイトを増やしている。 部活動を休み始めたり、やめたいと言いだしたりする。 衣服に靴跡が見られた。汚れていることがある。 持ち物や体育館シューズ、カサ等がなくなる。隠されることがある。 カッターナイフなどを持ち歩いている。 友人間で金銭の貸し借りをしている。 友達に「死にたい」「学校へ来たくない」と漏らしている。 ※先生から注意を受ける異装で登校する。髪を染めたり異なる形にしたりする。 ※大金を持っている。高価な物を学校に持って来たことがある。 ※校則違反や万引で捕まる。 ※放課後、用もないのに、学校内に残っている。 ※印…無理にやらされている可能性のあるもの
-----	--

○もしかしてと思ったら…

- ・良き相談相手になり、気持ちを受け入れる。
- ・様子がおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしない。
- ・何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝える。
- ・いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝える。
- ・次のようなことは言わないようにする。
「無視しなさい」「たいしたことではない」「あなたにも悪いところがある」
「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気づいたら、積極的に生徒のなかに入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を使っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。 言葉遣いが荒くなる。人の言うことを聞かない。人のことをばかにする。

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サ イ ン
<朝>（登校前） 朝、起きてこない。布団からなかなか出てこない。 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。 遅刻や早退が増えた。 食欲がなくなったり、黙って食べたりするようになる。
<夕>（下校後） 学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、メールの着信音や電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあつたりする。 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。 遊ぶ友達が急に変わる。 遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 学習時間が減る。集中力がない。成績が下がる。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなったり、大きな額の金銭を欲しがる。 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。

<夜>（就寝前） 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。 ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。 学校や友達の話が減った。
自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。 パソコンやスマホをいつも気にしている。 理由をはっきり言わないあざ、打撲、擦り傷、傷跡がある。
<夜間>（就寝後） 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 学校で使う物や持ち物がなくなったり、壊れたりしている。 教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、破られたりしている。

【参考】 「いじめ防止対策推進法」（2013 年）

表：いじめ対応における 3 つの水準と 3 つの段階

段階 レベル	未然防止	早期発見	事業対応
学校	・学校いじめ防止基本方針の作成と修正 ・いじめ防止プログラムの実施 など	・アンケートや質問紙の実施 ・個別面談 など	・調査 ・関係者への指導や支援 など
教育委員会	・教員の研修 ・地方いじめ防止基本方針の作成と修正 など	・学校における早期発見の取組の確認と助言 ・必要な質問紙の確保 など	・調査 ・緊急支援チーム ・第三者委員会などの事例検討 など
地方公共団体 や 国	・ネットいじめに関する啓発等の啓蒙活動 ・いじめに関する優れた取組の共有や研究、調査の推進 など	・いじめ問題対策連絡協議会等による連携 ・相談窓口の設置 など	・再調査 ・ネットいじめの際の法務局への協力要請 ・必要な人員や専門家の確保 など

* 個と集団（組織）の両方を見立てながら関わる。

<別紙6>

【早期発見・事案対処のマニュアル】（アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等）